

# 令和4年8月議会定例会議案

新潟県後期高齢者医療広域連合



# 令和4年8月議会定例会提出議案

議案番号	議 件 名
6	専決処分について 専決第2号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
7	新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
8	令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
9	令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
10	令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について



## 議案第6号

### 専決処分について

下記事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和4年8月24日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

### 記

専決第2号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について



専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第17号）の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

令和4年3月23日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中(ア)を削り、同号ア中(イ)「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中(イ)を(ア)とし、同号ア中(ウ)を(イ)とする。

第15条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及び同号イを削る。

第18条を第20条とし、第17条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第18条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第19条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措

置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 議案第7号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年8月24日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3第3号を次のように改める。

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合の

いずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、広域連合長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合あっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4を次のように改める。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、広域連合長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方

等育児休業をしている場合

- (3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第8条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第8条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。



議案第8号

令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第233条第3項の規定に基づき、令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月24日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

決算書及び意見書は、別冊のとおり。

# 令和3年度一般会計歳入歳出決算書

## 歳入

款	項	予 算 現 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		1,043,765,000
	1 負 担 金	1,043,765,000
2 国 庫 支 出 金		571,000
	1 国 庫 補 助 金	571,000
3 繰 越 金		152,000
	1 繰 越 金	152,000
4 諸 収 入		201,000
	1 預 金 利 子	76,000
	2 雑 入	125,000
歳 入 合 計		1,044,689,000

(単位：円)

	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
	981,241,427	981,241,427	0	0	62,523,573
	981,241,427	981,241,427	0	0	62,523,573
	293,000	293,000	0	0	278,000
	293,000	293,000	0	0	278,000
	59,730,015	59,730,015	0	0	59,578,015
	59,730,015	59,730,015	0	0	59,578,015
	167,163	167,163	0	0	33,837
	4,323	4,323	0	0	71,677
	162,840	162,840	0	0	37,840
	1,041,431,605	1,041,431,605	0	0	3,257,395

歳出

款	項	予 算 現 額
1 議 会 費		1,154,000
	1 議 会 費	1,154,000
2 総 務 費		1,043,435,000
	1 総 務 管 理 費	1,043,097,000
	2 選 挙 費	68,000
	3 監 査 委 員 費	270,000
3 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		1,044,689,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1,077,977	0	76,023	76,023
1,077,977	0	76,023	76,023
974,588,064	0	68,846,936	68,846,936
974,304,632	0	68,792,368	68,792,368
33,720	0	34,280	34,280
249,712	0	20,288	20,288
0	0	100,000	100,000
0	0	100,000	100,000
975,666,041	0	69,022,959	69,022,959

差引残額

65,765,564円

令和4年8月24日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長

磯 田 達 伸



議案第9号

令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第233条第3項の規定に基づき、令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月24日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

決算書及び意見書は、別冊のとおり。

# 令和3年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予 算 現 額
1 市 町 村 支 出 金		47,083,221,000
	1 市 町 村 負 担 金	47,083,221,000
2 国 庫 支 出 金		90,516,837,000
	1 国 庫 負 担 金	64,728,907,000
	2 国 庫 補 助 金	25,787,930,000
3 県 支 出 金		22,236,785,000
	1 県 負 担 金	22,236,785,000
4 支 払 基 金 交 付 金		107,495,721,000
	1 支 払 基 金 交 付 金	107,495,721,000
5 特別高額医療費共同事業交付金		89,004,000
	1 特別高額医療費共同事業交付金	89,004,000
6 財 産 収 入		19,000
	1 財 産 運 用 収 入	19,000
7 繰 入 金		1,962,802,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	956,976,000
	2 基 金 繰 入 金	1,005,826,000
8 繰 越 金		11,454,865,000
	1 繰 越 金	11,454,865,000
9 県財政安定化基金借入金		1,000
	1 県財政安定化基金借入金	1,000
10 諸 収 入		348,112,000
	1 預 金 利 子	1,297,000
	2 延滞金、加算金及び過料	2,000
	3 雑 入	346,813,000
歳 入 合 計		281,187,367,000

(単位：円)

	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
	46,687,138,599	46,687,138,599	0	0	396,082,401
	46,687,138,599	46,687,138,599	0	0	396,082,401
	91,624,253,427	91,624,253,427	0	0	1,107,416,427
	65,622,161,377	65,622,161,377	0	0	893,254,377
	26,002,092,050	26,002,092,050	0	0	214,162,050
	22,611,389,705	22,611,389,705	0	0	374,604,705
	22,611,389,705	22,611,389,705	0	0	374,604,705
	105,234,097,000	105,234,097,000	0	0	2,261,624,000
	105,234,097,000	105,234,097,000	0	0	2,261,624,000
	70,978,512	70,978,512	0	0	18,025,488
	70,978,512	70,978,512	0	0	18,025,488
	164,010	164,010	0	0	145,010
	164,010	164,010	0	0	145,010
	892,318,591	892,318,591	0	0	1,070,483,409
	892,318,591	892,318,591	0	0	64,657,409
	0	0	0	0	1,005,826,000
	11,454,865,305	11,454,865,305	0	0	305
	11,454,865,305	11,454,865,305	0	0	305
	0	0	0	0	1,000
	0	0	0	0	1,000
	400,856,118	394,447,620	54,013	6,354,485	46,335,620
	197,689	197,689	0	0	1,099,311
	1,838,636	1,838,636	0	0	1,836,636
	398,819,793	392,411,295	54,013	6,354,485	45,598,295
	278,976,061,267	278,969,652,769	54,013	6,354,485	2,217,714,231

歳出

款	項	予 算 現 額
1 総 務 費		3,809,660,000
	1 総 務 管 理 費	3,809,660,000
2 保 険 給 付 費		267,330,416,000
	1 療 養 諸 費	256,619,190,000
	2 高 額 療 養 諸 費	9,504,826,000
	3 そ の 他 医 療 給 付 費	1,206,400,000
3 県 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		100,094,000
	1 県 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	100,094,000
4 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 拠 出 金		94,591,000
	1 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 拠 出 金	94,591,000
5 保 健 事 業 費		995,467,000
	1 健 康 保 持 増 進 事 業 費	995,467,000
6 諸 支 出 金		8,836,639,000
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	8,836,638,000
	2 延 滞 金	1,000
7 公 債 費		20,000,000
	1 公 債 費	20,000,000
8 予 備 費		500,000
	1 予 備 費	500,000
歳 出 合 計		281,187,367,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
3,732,427,887	0	77,232,113	77,232,113
3,732,427,887	0	77,232,113	77,232,113
258,399,610,353	0	8,930,805,647	8,930,805,647
247,718,681,225	0	8,900,508,775	8,900,508,775
9,476,379,128	0	28,446,872	28,446,872
1,204,550,000	0	1,850,000	1,850,000
99,950,670	0	143,330	143,330
99,950,670	0	143,330	143,330
84,580,782	0	10,010,218	10,010,218
84,580,782	0	10,010,218	10,010,218
725,101,306	0	270,365,694	270,365,694
725,101,306	0	270,365,694	270,365,694
8,827,412,167	0	9,226,833	9,226,833
8,827,412,167	0	9,225,833	9,225,833
0	0	1,000	1,000
0	0	20,000,000	20,000,000
0	0	20,000,000	20,000,000
0	0	500,000	500,000
0	0	500,000	500,000
271,869,083,165	0	9,318,283,835	9,318,283,835

差引残額

7,100,569,604円

令和4年8月24日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長

磯 田 達 伸



議案第10号

令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第1号) について

令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,147,851千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ274,152,168千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月24日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1市町村支出金		47,700,298	28,431	47,728,729
	1市町村負担金	47,700,298	28,431	47,728,729
2国庫支出金		89,632,909	9,426	89,642,335
	1国庫負担金	64,627,950	9,426	64,637,376
3県支出金		22,269,222	9,426	22,278,648
	1県負担金	22,269,222	9,426	22,278,648
8繰越金		1	7,100,568	7,100,569
	1繰越金	1	7,100,568	7,100,569
補正されなかった款項にかかる額		107,401,887		107,401,887
歳入合計		267,004,317	7,147,851	274,152,168

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1総務費		1,235,525	1,206,127	2,441,652
	1総務管理費	1,235,525	1,206,127	2,441,652
6諸支出金		30,302	5,941,724	5,972,026
	1償還金及び還付加算金	30,301	5,941,724	5,972,025
補正されなかった款項にかかる額		265,738,490		265,738,490
歳出合計		267,004,317	7,147,851	274,152,168